

## 入札公告

次のとおり、入札（ 新事後審査型一般競争入札 ）を行う。

千曲市長 小川 修一

### 1. 対象業務の概要等

業 務 名	令和8年度 都市構造再編集中支援事業 市道1-20号線建物等補償調査業務委託
業 務 場 所	千曲市 大字 磯部
業 務 概 要	木造建物 N=3棟 非木造建物 N=7棟 機械設備 N=2事業所 附帯工作物 N=17戸 庭園 N=2箇所
業 務 完 成 期 限	令和8年 12月 28日（ 日間）

### 2. 入札参加者の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

入札参加資格者の登録	令和7・8・9年度の千曲市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されていること。
業 種	補償コンサルタント
地 域 要 件	千曲市内に入札参加資格者名簿に登載された営業所（本社、本店、支店、営業所等）を有している者であること。
営 業 実 績	千曲市内に営業所（本社、本店、支店、営業所等）を有し、令和7年5月1日現在において千曲市内での営業実績が2年以上ある者であること。
同 種 業 務 実 績 等	不要
現 場 代 理 人	社員であること。
配 置 技 術 者	主任技術者として、次のいずれかの要件を満たす者を配置すること（入札日以前3か月以上の雇用関係にある社員に限る）。 ・補償業務管理士（物件部門） ・物件部門の実務経験7年以上 ・補償業務全般に関する指導監督的業務実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験
そ の 他	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成15年千曲市告示7号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者（入札公告日から落札決定日までの間に同要綱別表に規定する措置基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。 (3) 会社更生法又は民事再生法に基づく更正手続又は再生手続開始の申し立てがなされている場合には、申請日において更正手続又は再生手続開始の決定がなされている者であること。 (4) 関係法令等による営業停止処分を受けていない者であること。 (5) 資本関係・人的関係にある会社等が本入札に参加しないこと。 (6) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）による補償コンサルタント（物件部門）の登録を受けていること。

### 3. 入札、開札の日時及び場所

入 札 日 時	令和8年 5月 12日 午前9時00分
入 札 場 所	千曲市役所 3階 302中会議室
開 札 場 所	同上（入札終了後、直ちに行う。）

#### 4. 入札参加希望届の提出 必要

事前に入札参加者数を把握するため、令和8年 5月 1日 午後5時 までに、入札参加希望届（代表者印を押印したもの）をFAXで送信すること。また、送信後に電話でFAX到達の確認をとること。（様式は、市ホームページ（入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託））

※期日までの提出が無くても入札に参加することは可能ですが、期日までに提出が一者も無い場合、入札を中止する場合があります。

#### 5. 設計図書等の掲載 及び 質問回答

設計図書等の掲載	設計図書等は市ホームページに掲載するので、必要部分をダウンロードすること。	
設計図書等に関する質問受付	質問期限	令和8年 4月 30日 午前11時
	質問様式	専用の様式を使用すること。様式は市ホームページよりダウンロードすること。（市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託））
	提出方法	FAX又はメールの方法により提出をする。
	送付先	千曲市役所 管財契約課 宛 FAX番号 : 026-273-8787 メール : kankei@city.chikuma.lg.jp
質問への回答	令和8年 5月 8日 午後5時までに市ホームページ（公告文と同様の場所）に掲載する。	

#### 6. 入札事項等

入札保証金	免除
予定価格	事後公表
最低制限価格	設定有り（事後公表） 最低制限価格の算定方法については「7. 最低制限価格の算定方法について」を参照すること。
入札と見積の回数	入札回数は2回までとし、2回の入札で最低制限価格以上予定価格以下の入札がない場合は2回目の最低価格者と見積を2回まで行う。
積算内訳書の提出	必要
積算内訳書の内容	1回目の入札の金額に対応した積算内訳書（該当する箇所は以下のとおり） 金抜設計書の頁0-0003～頁0-0009に対応する部分
積算疑義申立の可否	可能（詳細は「11. 積算疑義申立について」を参照。）
契約の保証	金銭的保証（千曲市財務規則124条第3項の規定による場合は免除する。）
前払の適用	契約金額100万円以上の場合には有り
部分払の適用	有り
その他	<p>(1)入札は関係法規ほか千曲市新事後審査型一般競争入札実施要領、千曲市建設工事等の積算疑義手続に関する取扱要領、入札心得等の規定により行う。入札参加者は、入札公告、入札心得及び現場等を熟覧し、入札しなければならない。</p> <p>(2)入札開始時に入札会場にいない者は、入札に参加できない。</p> <p>(3)代理人が入札に参加する場合は、必ず委任状を提出すること。 ※委任状及び委任状提出時の入札書の作成方法については、入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託）→委任状作成方法を参照すること。</p> <p>(4)最低制限価格未満で失格となった者や無効の入札をした者は、2回目以降の入札及び見積に参加できない。</p> <p>(5)入札参加者が1者の場合でも入札を行う。</p>

## 7. 最低制限価格の算定方法について

『建設工事等の入札における「最低制限価格」の算定方法について』（千曲市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→入札制度の要領等）に記載の「**補償関係のコンサルタント業務（用地調査）**」により、最低制限価格を算出する。

## 8. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以下で、最低の価格で入札した者（最低制限価格未満での入札者を除く）を、落札候補者として決定する。
- (2) 落札候補者は、入札参加資格確認申請書類（「9. 入札参加資格確認書類」参照。）を千曲市新事後審査型一般競争入札実施要領記載の期日までに提出しなければならない。
- (3) 落札候補者から提出された入札参加資格確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしているときは、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (4) 落札者の決定は、入札参加資格確認書類の提出があった日の翌日（休日を除く。）までに行う。
- (5) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないときは、予定価格以下で応札した次の順位者（最低制限価格未満での入札者を除く）に入札参加資格確認書類の提出を求めたうえ、審査を行い、入札参加資格要件を満たしている者1者が確認できるまで順次行う。

## 9. 入札参加資格確認書類

- (1) 新事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書
  - (2) 配置技術者調書
    - ・配置技術者として必要な資格の有無が確認できる書類（資格証等の写し）を添付すること。
    - ・技術者の雇用関係が確認できるものを添付すること。

例）市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書  
監理技術者資格者証、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる書類（いずれも写し可）

**※健康保険被保険者証が廃止となったため、他の確認書類を添付してください。**
  - (3) 施工（業務委託）実績調書（入札参加者の資格要件として同種工事施工実績が必要な場合のみ提出）
  - (4) 登録証明書等の写し
    - ※補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）による補償コンサルタント（物件部門）の登録を受けていることが分かる書類
- 上記（1）～（3）の様式は市ホームページからダウンロードし、専用の様式を使用すること。  
（市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託））

## 10. 公表用積算内訳書の公表について

落札候補者が決定した場合には、入札実施日の午後1時から管財契約課窓口で公表用積算内訳書を公表する。

## 11. 積算疑義申立について

落札候補者決定後、以下のとおり積算疑義申立を受け付ける。	
申立ができる者	応札者のみ（ただし、1回目の入札を辞退した者と落札候補者を除く。）
申立期間	入札日当日の午後1時～翌日の午後5時まで
申立方法	申立方法 専用の様式（積算疑義申立書）に必要事項を記入し、持参提出する方法により行うものとする。 様式及び記入例は市ホームページからダウンロードすること。 （市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託））
	提出先 千曲市役所 管財契約課 窓口
注意事項	(1) 積算疑義申立書は記入例を参考に具体的に記載すること。 (2) 申立時に、申立の根拠となる積算資料等を持参すること。 (3) 公表用積算内訳書に基づき申立をすること。
申立として取り扱わないもの	(1) 当該入札の応札者以外から提出されたもの (2) 当該入札の落札候補者から提出されたもの (3) 持参以外の方法で提出されたもの (4) 申立期間終了後に提出されたもの (5) 申立の対象となる建設工事等が特定できないもの (6) 申立の内容が具体的でないもの、その他内容が特定できないもの (7) 設計図書等で確認できるもの (8) 入札公告における質問期間中に質問を行い確認すべきもの （設計書の数量と数量計算書等の数量の差異等） (9) 前各号に掲げるもののほか、当該入札に直接関係がないもの
精査結果等の公表	申立に対する回答及び精査結果については、市ホームページに掲載する。 （市ホームページ：入札・調達情報→建設工事等入札情報→積算疑義申立精査結果・回答）

## 12. その他

契約後に「2. 入札参加者の資格要件」の資格要件を満たさない者であること等、入札参加資格確認書類に虚偽の記載等があったこと等、入札条件の違反等が判明した場合には、当該契約は解除する。

問い合わせ先 管財契約課 契約係

TEL 026-273-1111（内線4124）

FAX 026-273-8787